

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十一号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例（昭和四十五年佐賀県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の国営総合農地防災事業佐賀中部地区の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 この表において「基幹施設」とは、佐賀西部導水路及び佐賀分水工の施設をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前																																			
<p>別表（第三条、第四条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">略</td> <td colspan="2">事業名</td> <td colspan="2">徴収率</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>徴収期間</td> <td colspan="2">支払期間</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>期間</td> <td colspan="2">利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		略	事業名		徴収率		据置期間	徴収期間	支払期間		期間	期間	利率						<p>別表（第三条、第四条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">略</td> <td colspan="2">事業名</td> <td colspan="2">徴収率</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>徴収期間</td> <td colspan="2">支払期間</td> </tr> <tr> <td>二年</td> <td>十五年</td> <td colspan="2">利率</td> </tr> <tr> <td>五分</td> <td>五分</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		略	事業名		徴収率		据置期間	徴収期間	支払期間		二年	十五年	利率		五分	五分		
略	事業名		徴収率																																		
	据置期間		徴収期間	支払期間																																	
	期間		期間	利率																																	
略	事業名		徴収率																																		
	据置期間	徴収期間	支払期間																																		
	二年	十五年	利率																																		
	五分	五分																																			
<p>備考 この表において「基幹施設」とは、佐賀西部導水路及び佐賀分水工の施設をいう。</p>		<p>備考 この表において「基幹施設」とは、国営かんがい排水事業筑後川下流地区（国営市町村特別申請事業）及び国営かんがい排水事業特別申請事業（後川下流白石地区）（国営市町村特別申請事業）にあつては佐賀西部導水路及び佐賀分水工の施設をいい、国営総合農地防災事業佐賀中部地区にあつては川上頭首工の施設をいう。</p>																																			